

中国地方社会保険医療協議会総会（第9回）

日時：平成24年5月22日（火）13:30～

会場：広島合同庁舎 第11会議室

○川崎（企画調整課長）

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

磯田委員より、5分、10分程度遅れるという連絡が入っております。磯田委員を除きまして、委員の皆さまがおそろいになりましたので、会議を始めさせていただきたいと思っております。

ただ今から、第9回中国地方社会保険医療協議会総会を開会いたします。

まず、本日の会議の成立について、ご報告いたします。

協議会の定足数につきましては、「社会保険医療協議会令」第2条第2項において、「委員及び議事に関係ある臨時議員の半数以上、かつ支払側関係委員、診療側関係委員、公益関係委員それぞれ3分の1以上出席しなければならない」と規定されているところでございます。

委員19名に出席をお願いしました結果、本日は支払側委員の石本委員、小村委員、西田委員、診療側委員の岡本委員、檜谷委員、公益委員の釜瀬委員、中田委員の7名がご欠席で、現時点では11名でございますが、少し遅れて参ります磯田先生も含めまして12名と、いずれにしても定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は保険医及び保険医療機関等に対する行政処分に係る審議をお願いすることとしております。

このため、「公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる」との議事規則第2条第1項ただし書きの規定により、会長と事前にご相談の上、会議を非公開としておりますことを併せてご報告申し上げます。

議事に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

お手元の資料をご覧ください。大変数が多くて恐縮ですが、まず1枚目に「中国地方社会保険医療協議会（第9回）配付資料一覧」という1枚ものがございます。それに続きまして、同じく1枚もので「議事次第」、総会の「座席表」、続きまして3枚もので当協議会の委員及び臨時委員名簿がございます。

次に、クリップで留めさせていただいておりますが、議題1に係る資料一式がございません。最初に、中国四国厚生局長から中国地方社会保険医療協議会会長宛てに発しました1枚ものの「保険医の登録の取消について（諮問）」の写し。続きまして、ホチキスで留めた3枚ものの「元保険医療機関への対応について」の写し。次に、「中国協議会 総-1-1」

としてあります「保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について」、「総－１－２」といたしまして、先ほどの資料の参考資料の１、その下に「総－１－３」としまして参考資料の２が付けてございます。

次のクリップ留めですが、議題２に係る資料として、まず中国四国厚生局長から中国地方社会保険医療協議会会長宛てに発しました１枚ものの「保険医の登録について（審議依頼）」の写し。次に「中国協議会 総－２－１」といたしまして、「保険医の登録について」の資料、その下に「総－２－２」としまして、先ほどの資料の参考資料の１、「中国協議会 総－２－３」としまして、参考の２を付けてございます。

その次に、議題３に係る資料として「中国協議会 総－３－１」として、「中国地方社会保険医療協議会議事規則の改正について」という資料がございます。

次に、「報告資料」といたしまして「保険医療機関等に係る管内の状況について」、最後に「参考資料」といたしまして「関係法令・通知集」をお付けしております。

以上になりますが、資料が不足している方がいらっしゃったら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

なお、お配りしました資料のうち、議題１「保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について」、及び議題２の「保険医の登録について」に係る資料一式につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、前回総会にて議決いただき、本年４月１日より施行されました議事規則第６条第２項に基づきまして、今回の総会から議事録を後日公開することとしており、そのため、今回の総会から速記の方が入っております。

ただし、本日の取消案件のように非公開の議題につきましては、会長は議事録の全部又は一部を非公開とすることができ、この場合には非公開とした部分を議事要旨を作成して議事録に代えて公開することとされております。

本日は、事前に会長とご相談の上、議題１及び２は議事要旨、その他は議事録を公開することとしておりますので、委員の皆さまにおかれましては、ご承知おきをお願いします。

また、議事規則第６条第４項の規定により、議事録には会長及び会長の指名する委員２名が署名することとされておりますので、後ほど議事に入ります際に、会長からご指名いただきたいと思います。

続きまして、中国四国厚生局長の川尻よりご挨拶を申し上げます。

○川尻（厚生局長）

中国四国厚生局長の川尻でございます。本日の総会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから医療保険行政始め厚生行政に対しまして、格段のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

本日は、平成 24 年度に入りましてから初めての総会ということです。総会は、例年ですと、2 回開かなければいけないということで 4 月と 10 月に開いてまいりましたけれども、今年は 2 月に一度総会をさせていただいているということもありまして、少し遅らせていただいて、5 月の開催ということになりました。

議題は、先ほど資料をご覧いただきましたように、3 つございます。

1 つ目は、岡山の件ですが、保険医あるいは保険医療機関の取消ないし取消相当の事案です。

2 つ目は、広島の場合で、保険医、歯科関係でありますけれども、その登録申請への対応ということでございます。この歯科医の方につきましては、過去 2 回保険医の取消処分を受けており、昨年 1 月に、2 回取消を受けた後の申請をされてきて、昨年の 4 月の総会でご審議をいただきました。それにつきまして、今回また二度目の申請が出てきたということで、まったく同じような案件ですが、この総会でご審議をいただくものでございます。

3 つ目は、2 つ目の案件と若干絡むところがありますが、この協議会の議事規則の改正ということでお諮りをさせていただく案件でございます。

委員の皆さまにおかれましては、よろしくご審議いただきますようお願いしたいと思います。

終わりになりましたが、今年度は診療報酬の改定年でございます。診療報酬改定につきましては、ここにご出席の皆さま、あるいはそのほかの関係の皆さま方のご協力を得て、中国 5 県各地で説明会を開催させていただきましたし、事務手続きのほうも、ほぼということでありまして、順調に進んでいるということで、併せてお礼を申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

○川崎（企画調整課長）

ただ今、磯田委員がご到着になり、12 名となりましたことをご報告いたします。

続きまして、前回の総会以降に委員が 2 名、臨時委員が 1 名交替となっておりますので、ご報告いたします。

森藤忠夫委員が退任され、後任として平成 24 年 4 月 20 日付けで松山正春委員が発令されております。

同じく高田清彦委員が退任され、後任として平成 24 年 4 月 20 日付けで新井法博委員が発令されております。

臨時委員では、若松輝明臨時委員が退任され、後任として平成 24 年 5 月 18 日付けで中原靖明臨時委員が発令されております。

それでは、松山委員及び新井委員から簡単な自己紹介をいただければと存じます。

まず松山委員、お願いします。

○松山委員

岡山県の医師会の松山と申します。参りましたら、早速、岡山県の事例ということで、保険医の登録取消というような事例が出てまいりまして、いささか緊張しておりますが、よろしく申し上げます。

○川崎（企画調整課長）

次に新井委員、申し上げます。

○新井委員

こんにちは。中国電力健康保険組合常務理事をしております新井と申します。高田前任者に引き続いて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○川崎（企画調整課長）

続きまして、4月1日付けで中国四国厚生局の職員の異動がございましたので、紹介させていただきます。

管理課長の渡部隆次でございます。

○渡部（管理課長）

管理課長の渡部です。よろしくお願ひします。

○川崎（企画調整課長）

医療課長の加本雄二でございます。

○加本（医療課長）

加本でございます。よろしくお願ひいたします。

○川崎（企画調整課長）

そして、私、企画調整課長の川崎でございます。よろしくお願ひします。

以上でございます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思ひますが、ここからは田邊会長に議事の進行をお願ひしたいと存じます。

○田邊会長

田邊でございます。よろしくお願ひいたします。

議事の中身に入らせていただきます前に、先ほどの議事規則の改正によりまして、今回

の総会から議事録を公開することとなり、議事録には署名をお願いする方が私以外に2名必要とされております。

僭越ながら、私のほうで支払側の委員の方から斉藤委員、診療側の委員の方から片山委員をご署名の委員に指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

後日、事務局のほうから連絡がまいりますので、確認の上、ご署名をお願いいたします。

【議題1】 保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について（岡山）

※議題1については、中国地方社会保険医療協議会議事規則第6条第3項の規定に基づき、議事要旨を公開する。

<議事要旨>

議題1として、保険医の登録の取消についての諮問及び同保険医が開設していた元保険医療機関に対する対応について、出席委員12名で審議を行った。

事務局からの事案の説明及び質疑を行った後の採決の結果、出席者全員の賛成により、本保険医が故意に不正又は不当な診療を行ったことが、保険医の登録の取消事由を定めた健康保険法第81条第1号及び第3号に該当するとされ、取消を了承するとの答申がなされた。

また、既に保険医療機関の廃止届が提出されており、取消処分を行うことができない元保険医療機関については、採決の結果、出席者全員の賛成により、故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったことが、保険医療機関の指定の取消事由を定めた同法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号に該当するとされ、当該保険医療機関を取消相当とすることが妥当との建議がなされた。

【議題2】 保険医の登録について（広島）

※議題2については、中国地方社会保険医療協議会議事規則第6条第3項の規定に基づき、議事要旨を公開する。

<議事要旨>

議題2として、保険医（歯科）の登録について、出席委員12名で審議を行った。

事務局からの事案の説明及び質疑を行った後の採決の結果、出席者全員の賛成により、保険医の登録取消を二度重ねて受けている申請者について、保険医の登録をしないことができる旨を規定した健康保険法第71条第2項第4号の規定による「保険医として著しく不適当な者」に該当するとされ、保険医の登録をすべきでないものと議決された。

【議題3】 その他（中国地方社会保険医療協議会議事規則の改正について）

○田邊会長

続きまして、先ほどご議論の中に出てきましたけれども、議事規則の改正についても提案がございますので、事務局のご説明をお願いします。

○嶋崎（総務管理官）

総務管理官の嶋崎でございます。中国地方社会保険医療協議会議事規則の改正につきましてご説明いたします。

資料は「中国協議会 総-3-1」をご覧くださいと思います。

議事規則の改正につきまして、今回の改正事項では、採決の特例を新たに追加するというものと、部会での審議事項についての取り扱いの2点を予定しているところです。

まず1点目、配付資料の（1）「採決の特例を追加」です。現在は、実際に協議会を開催し、定数を満たした上でなければ採決を行うことができないということになっておりますが、大規模災害の発生その他の事由により会長が必要と認めるときに、持ち回り等により採決を行うということをご可能とするということです。

また、協議会を持ち回り等により開催し、採決を行った場合には、その結果を各委員の皆さまに通知するという改正でございます。

具体的には、東日本大震災のような大規模災害が発生したときなどへの対応というのが典型的なケースと考えておりますけれども、先ほども申しましたように、これまで検討事項とされておりました、同じような論点で状況が変わっていない場合にも、わざわざお集まりいただいて開催するのがいいのか、合理的な意志決定ができないかということ。例えば前回、あるいは先ほどご審議いただいた再登録申請のようなケースも、持ち回り採決を可能とし、この条項を適用するというものであります。

なお、条項の適用に当たりましては、持ち回りとすることにつきましても、各委員のご意見を照会するなど慎重な運用に努めるということにしたいと考えております。

次に2点目ですが、「部会での審議事項についての取り扱い」です。現在は、部会の議決を総会の議決とするに当たりまして、一人でも反対意見があった場合は総会の議決はしないという取り扱いにしておりました。部会の議決は多数決で行い、原則として、その議決を総会の議決というふうに改めるとともに、部会が保険医療機関等の指定をすべきではないと議決した場合は、総会で改めて審議をするという取り扱いとするものでございます。

これにつきましては、後ほど改正条項の新旧をご覧くださいませけれども、現行の議事規則の9条ただし書きで、「審議事項について反対意見があった場合は、この限りではない」と、この規定を根拠に全会一致というものを求めているというのが、これまでの取り扱いでございます。

しかしながら、この議事規則の上位規程にあります社会保険医療協議会令におきまして、

「地方協議会の議事は過半数で議決する」と。この規定につきましては、部会の議事も準用するというようにされております。今回、部会の議決要件を過半数に改正すると共に、部会において保険医療機関等の新規指定の諮問が否決、指定すべきでないとして議決された場合には、改めて総会で審議する旨をただし書きで明文化するというところでございます。以上が2点の改正内容でございます。

「新旧対照表」のほうをご覧いただきたいと思います。第6条ということで採決の特例を追加いたします。「会長は、大規模災害の発生その他の事由により協議会を開催して協議を行うことが適当でないとき、持ち回りその他の適切な方法により、採決を求めることができる」。第2項におきまして、「会長は、前項の規定による採決を行った場合、その結果を各委員に通知する」ということでございまして、7条以下を繰り下げまして、次ページ、第10条が先ほどの部会の議決の扱いでございます。

まず、右側の現行の第9条、先ほど申しましたように、ただし書きで「審議事項について反対意見があった場合は、この限りではない」という部分ですが、まず10条につきましては、基本は「協議会は、部会の議決をもって協議会の議決とする。ただし、部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでないとして議決した場合は、この限りでない」というふうに改正するというものでございます。

以下、11条以下を繰り下げまして、この条文の規定につきましては、平成24年6月1日から施行したいということが改正内容でございます。以上です。

○田邊会長

以上、ご説明がございましたが、ご質問あるいはご意見がございましたらお願いします。

○小田委員

失礼します。その6条の「その他の事由」というのが、今回このような理由に当たると思うのですが、だから回数ではないということですか。本人から申請が出れば、やはりその都度、持ち回りにしろ何にしろ意見は何うと。

○嶋崎（総務管理官）

はい。申請があった場合には、受理しないとか、その場で拒否するということは現行規定ではできないものですから。ただし、このような案件のみで皆さんにお集まりいただくのは、ということで、このような規定改正をさせていただきたいというふうになっております。

○小田委員

分かりました。

○田邊会長

ほかに何かございませんか。

○松山委員

「その他の事由」ということが広く解釈されて、我々にとっては非常に都合がいいことですが、裁かれるご本人は非常に重い話なので、それを「その他の事由」で全部片付けてしまうような場合があるとすれば問題です。そのへんの担保をどうするかということが必要になってくるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○嶋崎（総務管理官）

おっしゃいますとおり「その他の適切な」という言い方は若干広く取れると思います。私どもも、先ほども申しましたように、この持ち回りに関しましては、皆さま各委員の同意をいただくなど、慎重に扱っていきたいというふうに思っております。その辺の取り扱いにつきましては、また、いろいろ規定等も何か目に見える形で整備したいというふうには思っております。

○松山委員

本当に裁かれるほうは非常に重い話なので、十分な規定を作っていただきたいと。分かりやすくオープンなものでお願いします。

○川尻（厚生局長）

少しだけ補足をさせていただきますと、この「議事規則」でその辺の手続きを細かく書くということではなくて、先ほど総務管理官から申しあげましたように、まったく同じ案件で状況が変わっていないというふうに事務局が仮に判断したとしても、委員の皆さんからは、若干何かケースが違うのではないかと、考慮すべきことがあるのではないかと、いったご意見があるときもあろうかと思えます。

そういう意味で、書面で各委員の皆さま方に意見照会をさせていただくときに、事案の内容に加えて、実際にこの協議会を開催せずに、持ち回りといいますか、書面でやることについて何かご意見がありませんかというようなことも照会して、やはりきちんと開いたほうがいいというようなお話があれば、それはまた会長と相談をして、しかるべく対応をしたいというようなことを考えております。その辺のことを内規等ではっきりさせておきたいと思っております。

○中元委員

先ほど皆さんが言われている「その他の事由」の解明が必要ではないかなと。確かに言われるように重要なことだと思いますので、何でもかんでも持ち回りで簡単にといいわけ

には、たぶんいかないと。

もし、今回のケースしか想定できないのであれば、それをここに書いておけば何も問題はないと思いますので。もう少し言えば、先ほどの、規定が今2回以上というふうになっているので受付を拒否することができないと言われましたが、その規定を変えていただければよろしいのではないかと。

ですから、2回以上ということに今回食いついてきているので、2回というふうに断言してあげれば、3回目の申請が出なくなるので、こちらの規則を改定するよりは、元を変えればいいのではないかとというのが意見です。もし、それが変えられないのであれば、「その他の事由」というのをもう少し明確にしておかないと、乱用されるおそれがありますので、ご注意くださいと思います。

それと、「持ち回りその他の適切な方法」という、この「その他の適切な方法」も不明確なので。おそらく、部会の中で説明して、その中でご了解ということぐらいしか想定できないので、その辺も解明がいるのかなと思います。

また、ついでにですが、第10条の改定の関係も、私の条文の読み取りが悪いのか分からないのですが、先ほどの説明の中で、多数決というのがこの条文には出ていなくて、別の部会か何かのところの採決方法が多数決になっているので、これも多数決なのだという説明と認識しました。

現行の内容は、反対意見が一つでもあったら、これはその限りでないということですから、今回の多数決というのは、この中に入れておいたほうがいいのではないかと、そのほうが明確になるのではないかと思います。

そして、今までは反対意見があったら駄目という厳しいものでしたが、今回は多数決ということで、かなり軽くなるという意味を教えてくださいたいと思います。今までは、例えば12人の委員がいるとして、そのうち1人でも反対すれば駄目といったものが、3分の2以上とかでもなく、過半数、7人以上賛成でよくなったまで、かなり軽くした意味を教えてください。以上です。

○嶋崎（総務管理官）

それでは、順番ではありませんが、今の部会の過半数の件です。

今日お配りしてあります資料の最後に「関係法令・通知集」という参考資料がございます。この3ページから4ページに「社会保険医療協議会令」というものがありますが、4ページの「議事」の第2条をご覧ください。

この第4項に「地方協議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる」と。これを第6項で「部会の議事に準用する」ということで、上位の規程で過半数を要件としているもの。一番最後に「雑則」で5条がありますけれども、「この政令に定めるもののほか、議事の手続きその他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、会

長が中央協議会又は地方協議会に諮って定める」ということで議事規則が位置付けられていると思いますが、下位の議事規則が上位の規定を裏返しているというようなことで、上位規程に合わせるというふうに今回整備をしようということですが、特段厳しくする云々ということではありません。

○中元委員

これは前に決めたときに何かあったのではないですか。その上位よりも厳しくした理由というのが。

○川尻（厚生局長）

先ほどご説明した協議会議事規則の9条のただし書きが、「審議事項について反対意見があった場合は、この限りではない」という書き方になっているのは、厚生労働省本省のほうから雛形が示されて、そのとおりに書いたというようなことで、この中国の協議会で、特にこういう規定を作ったということではないというふうに伺っています。

私も法律の案文審査などを内閣法制局でもやっておりましたが、第9条は協議会という総会が主語になった案文ですので、「審議事項について反対意見があった場合は」を通常の見方で読むと、総会で審議事項について反対意見があった場合にはというふうに、主語は変えずに読むのが普通なのだと思います。

ですから、総会として、この審議事項は部会限りではなくて総会まで持って来るといふような形で意見が出たような場合にはこの限りではない、もう一回総会で審議しましょうというふうに読むのが、おそらく比較的合理的な解釈だと思います。

しかし、現状は、今の規定を部会を主語にして読み、部会で審議事項について反対意見があった場合にはこの限りではないということで、部会で誰か一人反対意見をおっしゃる方がいらっしゃると、いわば総会の委員全員が拘束されて、もう一回総会で審議してもらわなくてはならないという運用をしています。

従って、今回どういう改正をするかということですが、合理的に部会と総会の関係を振り分けるとどうすればいいかということで、登録をしない、指定をしないといった保険医あるいは保険医療機関について非常に厳しい判断をする場合には、部会限りではなく、総会でもう一回審議することにしました。

それ以外のことにつきましては、政令で部会も多数決をもって決めると書いてありますので、政令の規定に従って議決をする形に改正をさせていただけないかなということで、提案をさせていただいています。

少し長くなりましたけれども、以上でございます。

○田邊会長

なかなか分かりにくい、元々の規定が少しおかしいというか。

ただ、局長からおっしゃっていただきましたように、今の9条自体が「部会の議決」となっていますから、部会の議決自体は過半数のようです。過半数で部会の議決があるにもかかわらず、反対意見が出たからといって、部会の議決をひっくり返すというのは、ただし書きとしておかしいわけです。

だから、そういうふうには読めないということがまずあって、意味不明というところとあれですが、もう一つ意味が釈然としないような形になっているので、その点を今回の改正に当たって明らかにしようという趣旨だとお受け取りいただければどうでしょうか。私は、そういうふうには受け取っているのですけれども。

○中元委員

それなら分かります。

○田邊会長

それから、あと「大規模災害の発生その他の事由」というところ、また持ち回り等によりというところの「適切な方法により」ということのご説明を。

○嶋崎（総務管理官）

はい。まさしく今回の改正の趣旨は、同様の案件が、事情変更もなく、何度も繰り返し出てくるということに着目して、それを何とか合理的な方法で意思決定できないかということであり、これ以外のことはまったく今の時点では想定しておりませんし、今後も基本はそこに絞っていくというふうを考えております。

ですから、あの条文の中に、もう少しそれに限定した書き方が、というご意見もあったのですが、そこを含めまして、先ほど言いましたような手続きのところを少し補足するような書面を作ろうというふうを考えて、条文上は「適切な」という言い方に止めてあるということです。

○川尻（厚生局長）

「持ち回りその他の適切な方法」と書いていますが、持ち回りというと、厳密には一つの書類を全ての委員さんに回し、それにサインをしていただくとか、判子を押していただくということになりますが、それに類する形として、議案の資料をお送りして、それで賛成であれば、賛成であるという形でサインして事務局のほうへ返していただく。そして、全員が賛成ということであれば、最終的に会長にご覧いただきまして、この案件については協議会として可決してよいと確認していただくやり方もあるかなということで、「持ち回り」という言葉だけでは狭いという意味で、「その他適切な方法により」というふうにかかせていただいているということです。

なかなか今申し上げたようなことを日本語で書こうとすると難しいのですが、趣旨はそ

ういうことでございます。

○小田委員

少し違うのですが、今回、事情が変わらないということも一つ事由なのですが、事情が変わるといのはどういうことを意味するのか。例えば、今、藤原さんが言われたように、3回まであったわけですね。だから、この人は2回なので、事情が変われば3回許す、3回までいけるとか、例えば10年後に申請されたら、これはもう事情が変わっているわけですね。期間が変わっているから。それはどうなのかなという。

○嶋崎（総務管理官）

要するに、先ほどの事案のように、最初の要件から登録をすることを拒むというか、できないというものは、そちらのほうが優先になりますので、例えば何回も申請があったときに、新たな事実が何か出てきて、それに審議を必要とするような場合は、きちんと皆さまにお集まりいただいでご審議していただくことになります。

それ以外に、新たな事実がまったく出てきていないということであれば、一度審議していただいたこととまったく同様だという事由で、いわゆる合理的な方法でもよろしいのではないかということです。

○小田委員

分かりました。

○松山委員

その6条ですが、「大規模災害の発生」、その後に「その他の事由」というのが来るから余計におかしいのではないですか。項目として、大規模災害はもちろんですから、そのほかに、また規定するものをきちんと1項目か2項目つくって、これらのときには、というふうに具体的に表現しておけばいいのではないかと。

大規模災害の後には、何が来ても少し小さいですね。その辺を少し考えていただいたら。もう少しはっきりと、事情が変わらない場合とか、そういうことを入れたらどうなのでしょう。

○田邊会長

いかがでしょうか。仮にこのまま、この規定、規則を確定するとしても、そういう解釈に基づいて確定するというので、異議が出てきた場合は、議事録を明らかにすれば、この規定の解釈を不当に拡張することはないと思います。

ただ、将来的には、今、松山委員がおっしゃったようなこともあるかもしれませんので、どうでしょうか、事務局のほうで、これはもう少し限定的な文言を付け加えられるかどうか

かをご検討いただくという条件付きで、今回はこれで規則として確定するというのはいかがでしょうか。ちょっと難しいですか。

○川尻（厚生局長）

この場で適切な言葉をどうやって足せばいいかというのは、すぐには出てこないで、今、会長からおっしゃっていただきましたように、とりあえずこの文言で一度改正をさせていただいて、6月1日以降はそういう取り扱いにする。

「その他の事由」というのは、何度も繰り返し同じ案件をご審議いただくようなこと以外には、事務局としても考えておりませんし、これは最終的には会長がご判断いただくことでありますので、会長も広げられることはないということで、この協議会のご理解を得られるのであれば、まずこの改正を決めていただいて、さらに何かいい言葉があれば、また次回以降に諮らせていただいて、ご審議をいただくということにさせていただければありがたいと思います。

○田邊会長

以上のようなことでよろしいでしょうか。

○片山委員

やはり「その他の事由」ということが、有限といいますか、期限を切ったものであればいいのですが、ここで決めた以上は、これがずっと続いていくということになりますから、かなり慎重に扱っていただきたいというのが思いです。

そして、先ほどからありますように、できる限り具体的に分かりやすい言葉で提示していただいたらと思います。万が一、その境界といいますか、いろいろ問題が生じる可能性があれば、その都度また、そんなにたくさんあるわけではないと思いますので、このように議事規則の改正という議題を出していただいて、その時代時代に合った形で協議し、よりいいものをつくっていただいたらというふうに思います。

○田邊会長

私の個人的な意見ですが、議事規則はこのようにしておいて、例えば、この協議会の中でこういう申し合わせをしますということで、次回の総会を目指して、今の議事の中身を踏まえた申し合わせ事項を作っていただくということはいかがでしょうか。

そうすると、規則自体ではないですが、解釈はそれで確定することができると思いますので。それが、もしよろしければ、委員の先生方はいかがでしょうか。やらせていただいてよろしいですか。

○斉藤委員

よろしいかと思えます。

○田邊会長

それでは、事務局の方にはご負担をお掛けしますけれども、次回の総会に向けて、形は申し合わせ事項になるのか何になるかは分かりませんが、解釈に限定を加えられるような形のを付け加えるという方向で表現していただければと思います。よろしくお願ひします。

これができたことで、我々委員の負担は軽くなりますが、たぶん事務局の負担は重くなるのではないかと思えます。事務局から委員に対して詳細の説明をしていただいて、ご意見がないかどうかを確定するというこゝで、事務局のお仕事はかなり増えますので、ご苦勞ですけれども、よろしくお願ひいたします。

以上で、この件はよろしいでしょうか。

それでは、採決に移りたいと思えます。今までの話を踏まえてということで、採決を挙手によって行いたいと思えます。

それでは、本件の中国地方社会保険医療協議会議事規則の改正につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

【挙手】（挙手の数確認）

○田邊会長

ありがとうございました。全員賛成で可決しました。本件については、これで終わります。

最後に、事務局のほうから報告事項が一点ございますので、よろしくお願ひいたします。

○加本（医療課長）

医療課長の加本でございます。

報告事項につきましては、お手元にお配りしております「報告資料 保険医療機関等に係る管内の状況について」という資料に、部会の開催状況、指定の状況、登録の状況等を載せております。本日のご報告につきましては、この配付資料をもちまして、ご報告に代えさせていただきますと思えます。よろしくお願ひいたします。

○田邊会長

特に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日予定した議題は全て終了しました。次回の日程につきましては、事務局のほうからご説明をお願いします。

○川崎（企画調整課長）

次回の定例総会につきましては、10月を予定しております。ただし、それまでの間に、今回のような取消案件等が発生した場合には、臨時に総会を開催させていただきます。いずれにしましても、委員の皆さまと日程を調整してご案内をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、答申及び建議をいただいた岡山の案件の今後の予定についてですが、5月24日に当事者に通知した後、5月25日を目途に報道発表を行う予定としております。本日の議事内容について外部から問い合わせがあった場合には、中国四国厚生局にお問い合わせいただきたいとお答えいただきますようお願い申し上げます。

なお、本日の会議は非公開で開催しましたので、恐れ入りますが、議題1「保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について」、及び議題2「保険医の登録について」に係る資料一式につきましては、その場にお残しくさいますようお願いいたします。

また後日、委員の皆さまに議事録及び議事要旨の原案をお送りいたしますので、内容の確認のご協力をお願いいたします。

○田邊会長

それでは、本日の総会はこれで終わります。長時間にわたってご審議いただきまして、どうもありがとうございました。